

令和3年度 東京都立小川高等学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 「いじめは、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、いじめを生まない、許さない学校づくりをする。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員の指導力の向上と組織的な対応に向けて、学校は一丸となって取り組む。
- (4) 保護者・地域・関係機関と連携した取り組みを行う。

2 学校及び教職員の責務

学校は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

教職員は、基本理念にのっとり、学校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校全体で、いじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、組織的な取り組みで、早期解決を図ることを目的とする。

イ 所掌事項

○教員から、いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合に、学校いじめ対策委員会で情報共有する。

○いじめ対策委員会が中心になり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実について有無の確認を行う。

○事実確認の結果を踏まえて、今後の対応について検討する。

ウ 会議

原則として、週一回の生徒保健部分掌部会内で行う。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

学校いじめ対策委員会は、次の教員を構成員とする。

副校長、生徒保健部主任、生徒保健部員、必要に応じて関係生徒担任、部活動顧問等。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために学校、家

庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

生徒の問題行動の未然防止、早期解決のための関係機関との連携

ウ 会議

原則として、年2回。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

学校サポートチームは、次の者を構成員とする。

校長、副校長、室長、主幹教諭、保護司、その他校長が必要と認める者。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような、学級担任による集団づくり。

イ 生徒保健部によるセーフティ教室等による情報モラル、ネットいじめの危険性についての指導。

ウ 教職員の言動が、生徒のいじめを助長したりしないよう、指導の在り方について互いに相談し合える職場の風土づくり。

エ 都教育委員会による学校非公式サイト等の監視結果を利用し、ネットいじめに至る前段階での生徒特別指導。

オ 学年集会等での生徒への意識啓発。

(2) 早期発見のための取組

ア 月一回、保健連絡会を開催し、管理職、スクールカウンセラー、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒保健部主任、各学年担当による、生徒情報の共有。

イ 生徒入学時のスクールカウンセラーによる全員面接。

ウ 各学期はじめの面談週間における、担任による面談の実施。

エ 全教員による校内巡回等を通じた生徒の行動観察。

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会による情報収集と対応方針の策定。

イ 学校いじめ対策委員会による会議の開催、情報共有、被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒のケア等について、教職員の役割分担の明確化。

ウ 被害生徒の安全確保、スクールカウンセラー等を活用し、保護者を含めた心のケアの実施。

エ 加害生徒の指導、スクールカウンセラー等による保護者への指導方法の助言実施。

オ 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力。

(4) 重大事態への対処

「重大事態」とは、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害の生じた疑いがあると認める場合である。

- ア 都教育委員会への速やかな報告と連携。
- イ 被害生徒の自殺等を回避するため、家庭と連携するとともに、複数の教員が間断なく見守る体制を構築。
- ウ 被害生徒を守るため、加害生徒を教室外で学習させる等の特別指導。
- エ 加害生徒及び保護者に対するスクールカウンセラーの指導・助言。
- オ 警察、児童相談所等及び東京都教育相談センター内の「いじめ等の問題解決支援チーム」との連携。
- カ 誤った情報が広がらないように、状況や学校の対応について説明する緊急保護者会の実施。

5 教職員研修計画

- (1) 職員会議等において、いじめ防止基本方針の周知。
- (2) いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る校内研修を年間通じて適宜行う。

6 保護者との連携及び意識啓発の推進に関する方策

- (1) 生徒理解を促すためのPTA対象の研修会等の実施。
- (2) 保護者へのスクールカウンセラーの紹介と教育相談の案内周知。
- (3) 担任による保護者会の活用と保護者相談の実施。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 必要に応じて、町田市教育センター及び町田市教育委員会、八王子児童相談所等との生徒情報交換と見守り体制の構築。
- (2) 必要に応じて、町田警察署との適宜必要な情報交換と巡回の依頼。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 年1回の学校評価アンケートにおいて、8割以上の生徒が高い学校満足度を示すことを指標とする。
- (2) 年2回の定例の学校サポートチームの集まりの際に、本校のいじめ防止対策について改善・見直しを図る。

(附則) この要綱は、平成26年9月29日から施行する。